

理事会会議資料

(平成28年度第1回)

平成28年5月18日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成28年度第1回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成28年5月18日(水)

午前10時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠評議員の選任について

議案第2号 平成27年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分
収支決算並びに公益事業区分収支決算の認定について

議案第3号 社会福祉協議会経営改善計画策定指針（素案）について

報告第1号 事業利用者アンケート結果について

6. 閉 会

議案第1号

補欠評議員の選任について

<提案理由>

本会の評議員（現任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日）は、前回の理事会で40名の選任をいただいておりますが、選出母体のひとつである「神栖市子ども会育成連合会」から、評議員推薦者を変更する旨の申出を受けております。

以上のことから、新たに評議員1名を、定款第16条及び評議員選任規程第4条の規定に基づき選任するものです。

平成28年5月18日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年5月18日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第1回 理事会

評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員選任案	
		氏名	選出区分(所属・役職等)
評議員	欠員	埴展道	社会福祉に関係のある団体 (神栖市子ども会育成連合会)

※ 任期：平成28年5月19日から平成30年3月31日まで(残任期間)

議案第2号

平成27年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに
公益事業区分収支決算の認定について

<提案理由>

定款第26条及び経理規程第49条の規定に基づき、平成27年度事業報告書及び一般
会計収支決算書並びに公益事業特別会計収支決算書を、別添「平成27年度事業報告書及び
収支決算書」のとおり作成しましたので、ご審議の上認定願います。

平成28年5月18日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年5月18日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第1回 理事会

議案第3号

社会福祉協議会経営改善計画策定指針（素案）について

<提案理由>

本会の平成28年度事業にかかる神栖市からの助成金は、81,877,000円に決定したとの内示を受け（平成28年2月）、当初予算案に計上し理事会・評議員会の議決をいただいたところです。しかし、市の平成28年度予算執行にあたり、社会福祉協議会の自主財源獲得と組織強化に向けた「経営改善計画」の提出が、4月7日付社第291号文書（別添資料1）にて要請されました。

「経営改善計画」の内容は法人運営に関わる重要事項であるため、市当局には、計画策定には理事会での審議が不可欠であること、策定には一定期間を要することを伝え、まず計画策定に向けた基本方針を作成し、指定期日までに提出することを了承いただきました。

「（別添資料2）神栖市社会福祉協議会経営改善計画策定指針（素案）」は、策定の目的、策定の手法と期間、具体的検討項目についてまとめたもので、この方針に基づいて、役員を中心とした策定作業を進めて参りたいと考えております。

なお、28年度助成金交付及び計画策定にかかる本会と市との協議経緯、今後の計画策定予定(案)については次項に記載のとおりです。策定指針（素案）と併せ、ご審議の上議決願います。

平成28年5月18日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成28年5月18日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第1回 理事会

報告第1号

事業利用者アンケート結果について

<提案理由>

事業利用者からの直接評価・意見を今後の事業運営に反映させることを目的に、平成27年12月、主要8事業の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

集計結果及び個別意見について別添「平成27年度社協事業利用者アンケート結果と今後の方向性に関する報告書」としてまとめましたので報告致します。

平成28年5月18日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（平成28年3月 一部改訂） >

（理 事 会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（監事による監査）

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び神栖市長に報告するものとする。

（評議員会の権限）

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

（1）予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

（7）その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

（評議員の資格等）

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

（決 算）

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

< 評議員選任規程（平成26年4月 一部改訂） >

（選 任）

第2条 評議員は、別表に定めるところにより選任し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(欠員補充)

第4条 評議員に欠員が生じた場合は、第2条に規定するところにより選任する。

別表

区 分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者（福祉活動の地域別代表者）	16
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者（医薬関係団体、高齢者関係福祉施設、児童関係施設、商工関係団体、企業関係団体、教育関係、子ども会育成連合会、NPO法人、市民活動グループ、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会等）	22
4. 行政関係者	2
合 計	40

<経理規程（平成27年4月 改正）>

(事業区分、拠点区分)

第4条 事業区分は、社会福祉事業区分と公益事業区分とする。

- 2 各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。
- 3 拠点区分には、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。
- 4 前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、及び拠点区分は次のとおりとする。

(1) 社会福祉事業区分

- | | |
|--------------------|------------------|
| ア 社協自主事業拠点区分 | カ 福祉作業所事業拠点区分 |
| イ 受託事業拠点区分 | キ 基金積立事業拠点区分 |
| ウ 障害者計画相談支援事業拠点区分 | ク 職員退職手当積立事業拠点区分 |
| エ ホームヘルプサービス事業拠点区分 | ケ 労働者派遣事業拠点区分 |
| オ 障害者デイサービス事業拠点区分 | |

(2) 公益事業区分

- ア 福祉用具貸与事業拠点区分

(会計年度及び計算書類)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 毎会計年度終了後2カ月以内に、次の計算書類を作成しなければならない。ただし、第3条第2項に規定する会計処理の基準を適用する特別会計については、それぞれの会計処理の基準に基づく計算書類を作成しなければならない。

- (1) 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表
- (2) 事業活動計算書及びこれに附属する事業活動内訳表
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(財務諸表の作成及び確定)

第49条 会計責任者は、第5条第2項に規定する財務諸表及び付属明細書並びに財産目録を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出しなければならない。
- 3 財務諸表及び付属明細書並びに財産目録は、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

